

## [省令第8条の4の6 (1,000トン以上排出事業者用)]

様式第2号の9(第8条の4の6関係)

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和4年 6月 23日

(宛先) 松本市長

臥雲 義尚 様

提出者

住 所 長野県松本市井川城3-1-10

氏 名 有限会社解体総合サービス

代表取締役 竹内 昌一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0263-87-8299

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	有限会社解体総合サービス
事 業 場 の 所 在 地	長野県松本市井川城3-1-10
事 業 の 種 類	07 職別工事業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

## 産業廃棄物処理計画における目標値

項 目	目 標 値	項 目	目 標 値
排 出 量	1,716.55t	全 处 理 委 託 量	1,716.55t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		優良認定処理業者への 処理委託量	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		再生利用業者への 処理委託量	1,716.55t
自ら中間処理 により減量する 産業廃棄物の量		認定熱回収業者への 処理委託量	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	

※事務処理欄

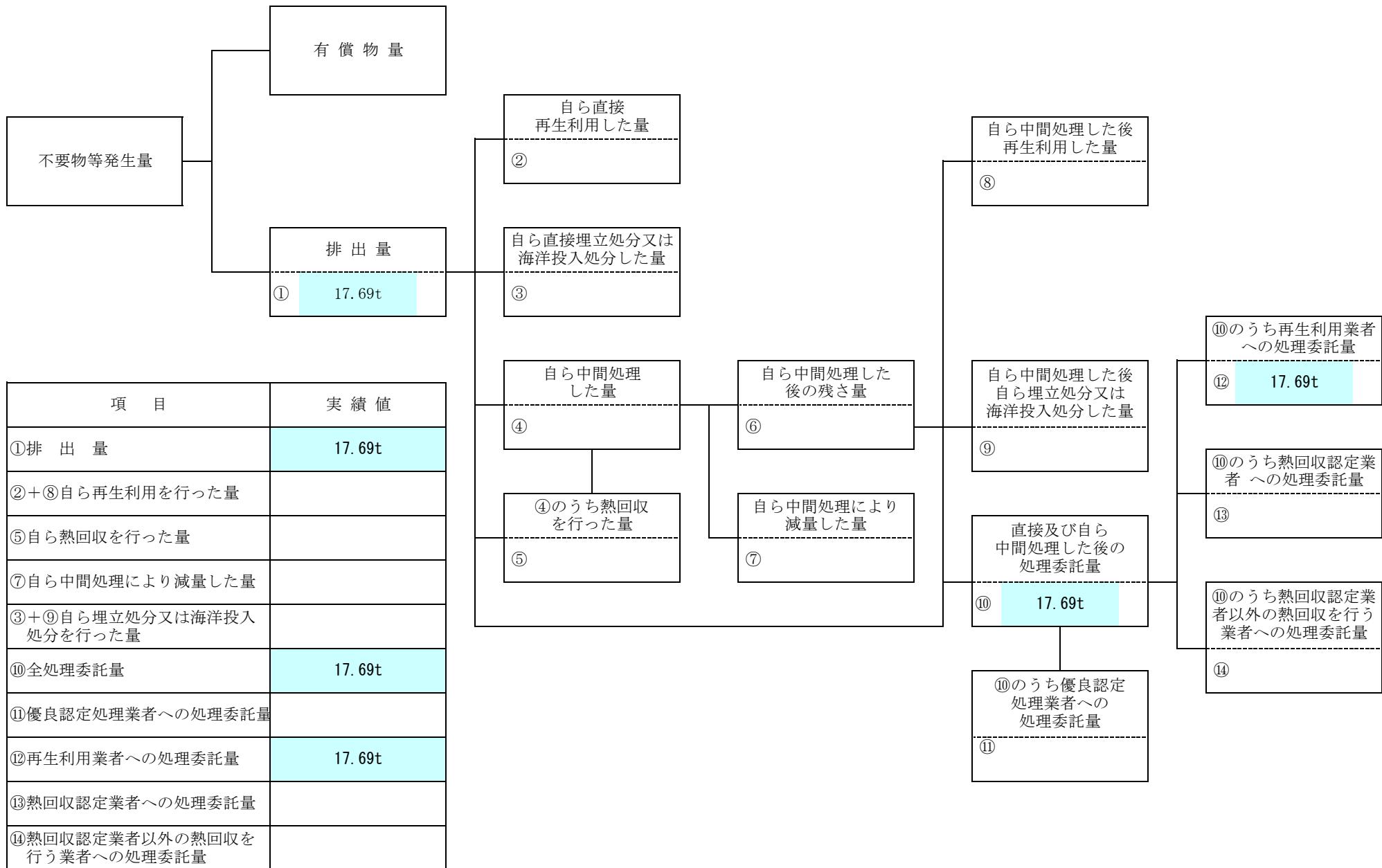
## 産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

		目標値	産業廃棄物の種類（実績値）										合計	
			廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリートから、廃アス)	木くず							
排出量	①	1,716.55t	17.69t	0.95t	108.34t	1,531.54t	365.08t							2,023.60t
自ら直接再生利用した量	②													
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③													
自ら中間処理した量	④													
④のうち熱回収を行った量	⑤													
自ら中間処理したのちの残さ量	⑥													
自ら中間処理により減量した量	⑦													
自ら中間処理したのち再生利用した量	⑧													
②+⑧自ら再生利用を行った量														
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑨													
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量														
直接及び自ら中間処理したのちの処理委託量	⑩	1,716.55t	17.69t	0.95t	108.34t	1,531.54t	365.08t							2,023.60t
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪				0.55t	0.05t								0.60t
⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑫	1,716.55t	17.69t	0.40t	108.29t	1,531.54t	365.08t							2,023.00t
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬													
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者	⑭													

※ 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

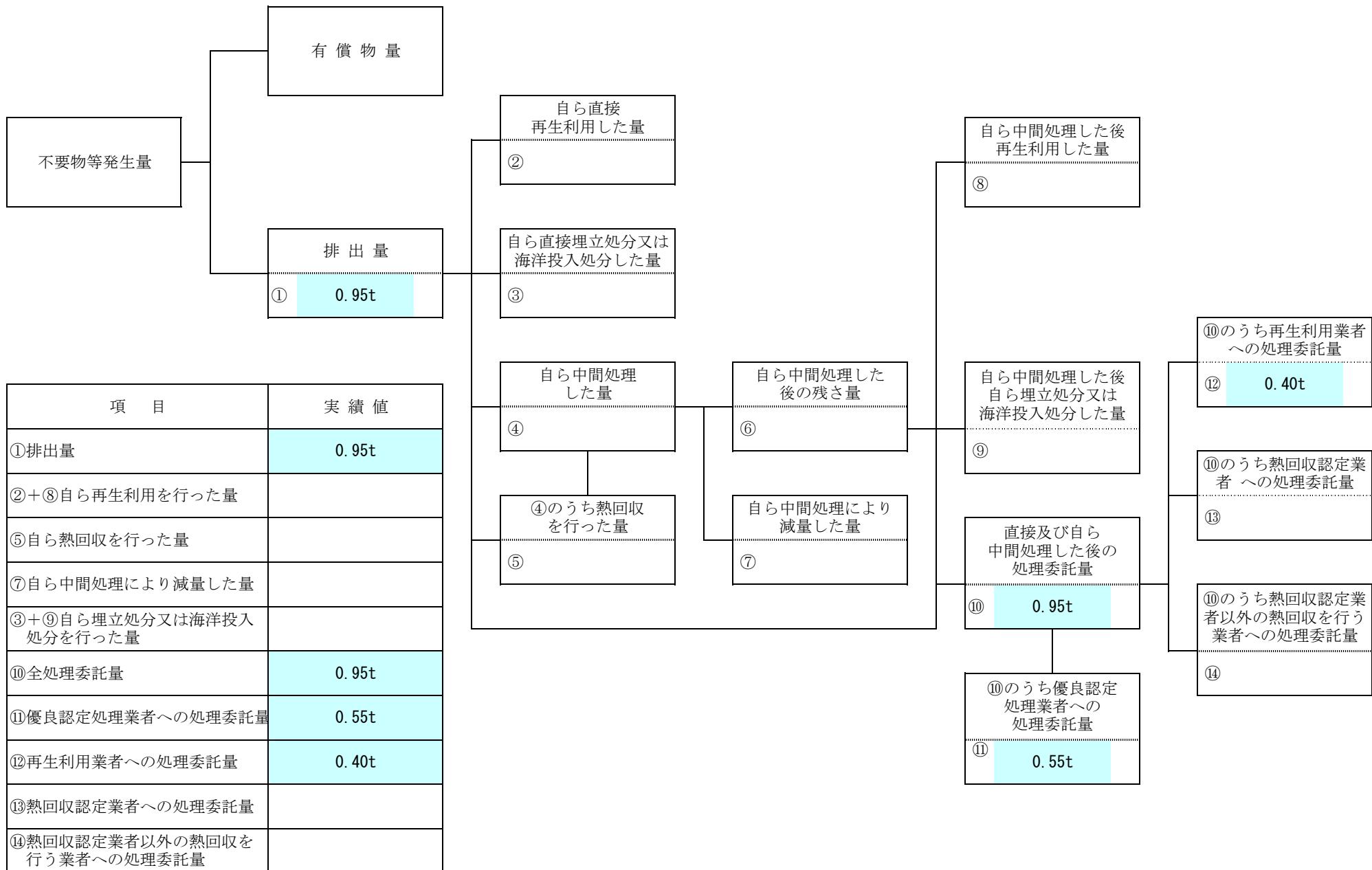
## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール含む) )



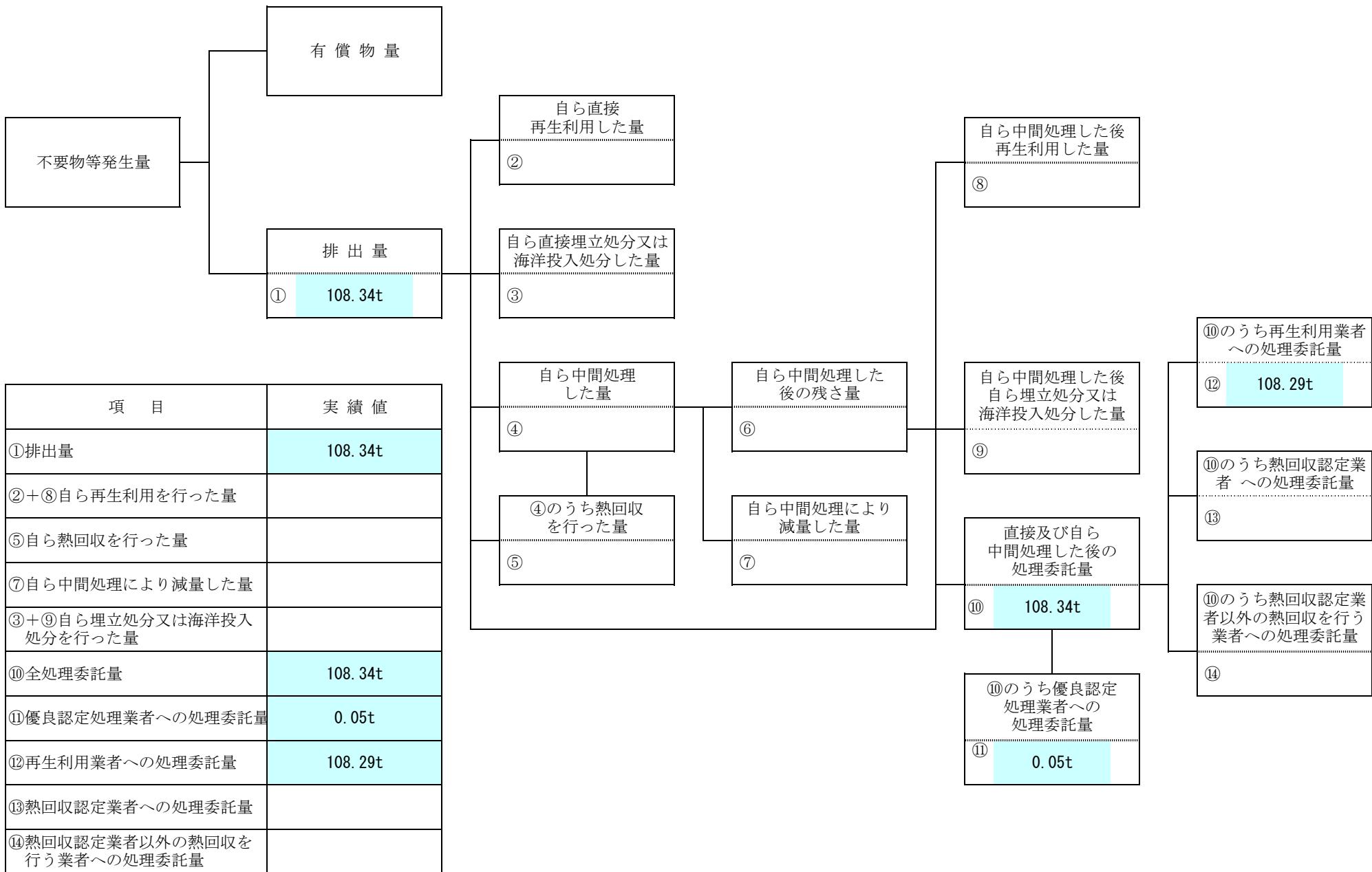
## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 金属くず )



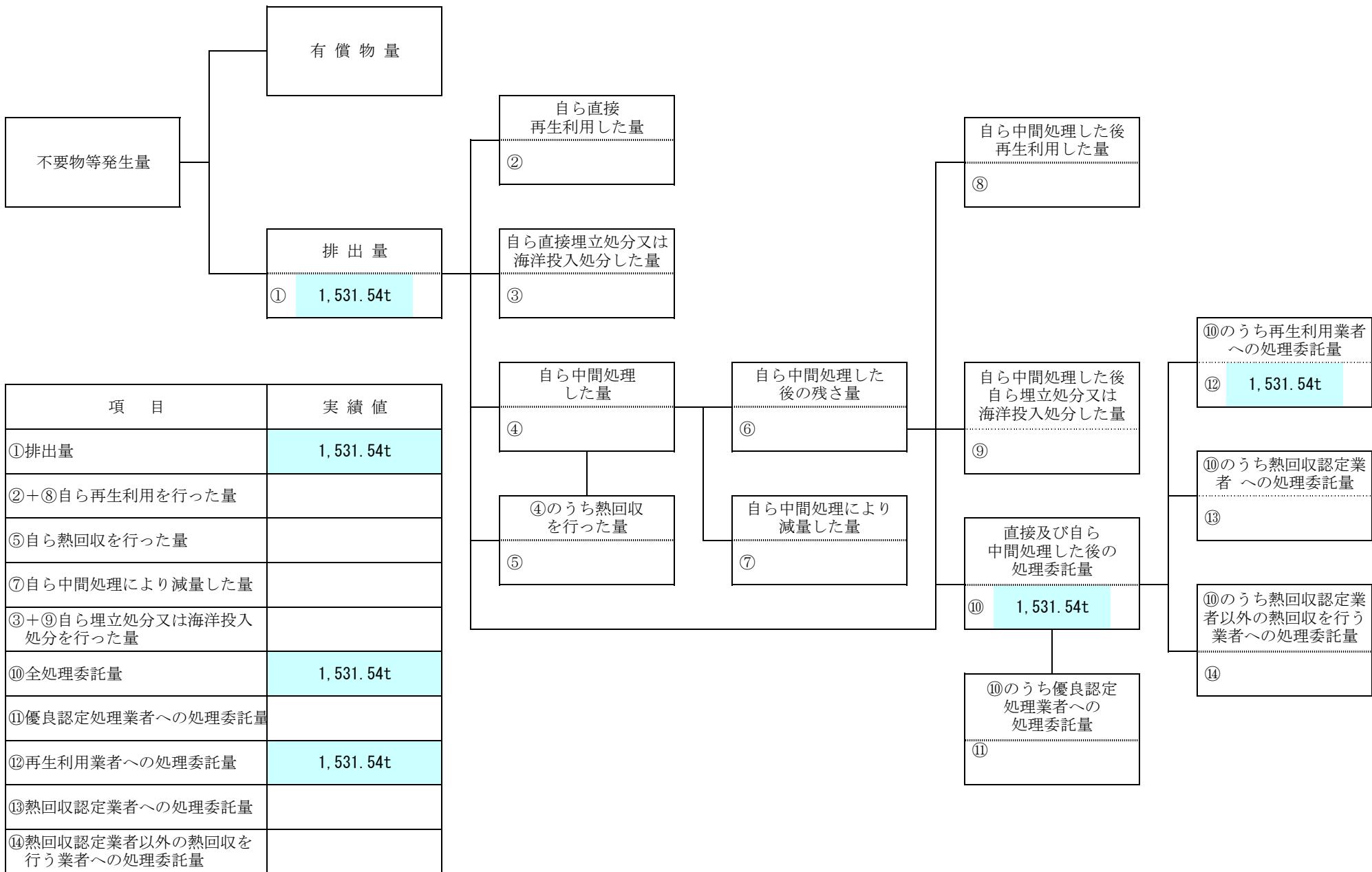
## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石膏ボード含む) )



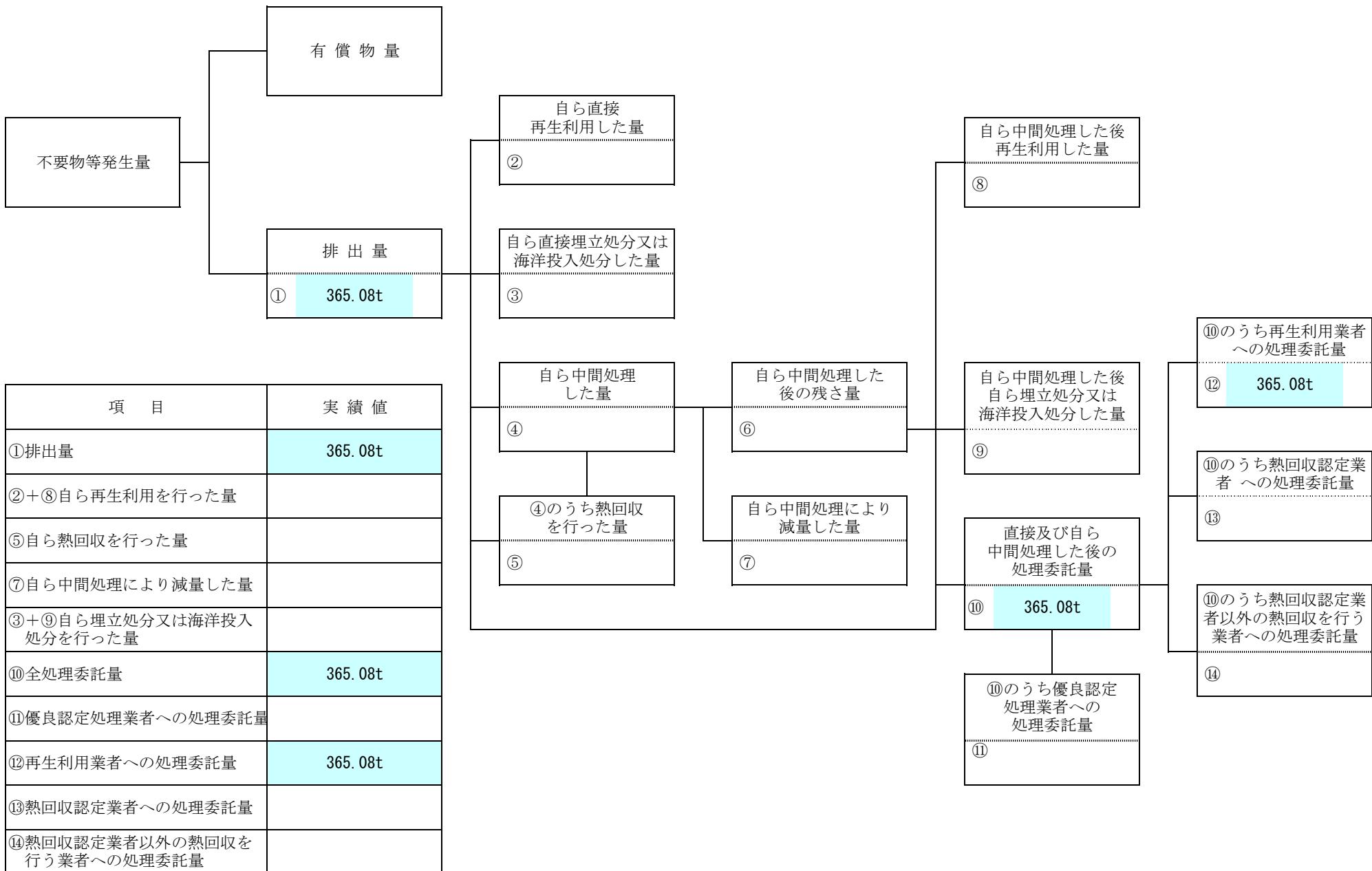
## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: がれき類(コンクリがら、廃アスファルト、レンガ片等) )



## 計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 木くず )



## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が12以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。